

令和7・8年度 建設工事入札参加資格における変更届について

申請内容に変更があった場合、その変更事由が生じた日（登記等の手続きが必要な場合は手続き完了の日）から1ヶ月以内に変更届を提出。
鳥取市と鳥取市水道局の合同受付。申請書は両方分で1部を提出。

【変更届に伴う提出様式及び添付書類一覧】 ※主な変更内容を記載しています。

変更等の内容	主たる営業所所在地	提出様式											添付書類				その他
		24号※1	4号	鳥取市様式5～9号	6号※2	鳥取市様式12号	鳥取市様式13号	使用印鑑届※3	鳥取市様式19号	鳥取市様式20号	鳥取市様式21号	鳥取市様式22号	登記簿謄本※4	委任状※5	建設業許可書※6	経営結果通知書※7	
1 代表者及び商号又は名称	市内	○						△					○				
	市外	○						△					○	△			
2 本社所在地	市内	○											○				様式第24号に郵便番号、小中学校区も記載
	市外	○											○	△			様式第24号に郵便番号も記載
3 本社の電話番号等の連絡先	—	○															
4 受任先の名称、受任者の変更	市外	○						△						○			
5 受任先の所在地、電話番号等連絡先	市外	○			○									○			所在地変更の場合、様式第24号に郵便番号も記載 受任先を市内に変更する場合は、市税の滞納なし証明書(写し)又は同意書の添付が必要
6 建設業許可の変更、廃止 (一部又は全廃)	—	○													○		変更が無い場合は、更新後の建設業許可通知書のみ提出
7 技術職員の採用、退職、資格の変更	市内	○	○	△													様式第5～9号は、格付の技術者要件に記載する技術者に変更があった場合 有する資格等を証する資料及び雇用保険被保険者証又は健康保険被保険者証の本人欄の写し
	市外																提出不要
8 障害者雇用の促進に関する調書内容の変更	—	○				○											
9 会社の業態に関する調書内容の変更	—	○					○										
10 特殊工事に係る職員に関する変更	—	○							○	○							有する資格等を証する資料及び雇用保険被保険者証又は健康保険被保険者証の本人欄の写し
11 特殊工事に係る機械設備等に関する変更	—	○									○	○					追加の場合は、当該機械の売買契約書又は固定資産台帳、リース契約の写し
12 経営事項審査の未更新（一部又は全部）	—	○														○	変更が無い場合は、更新後の経営事項審査結果通知書の写しのみ提出
13 合併等による入札参加資格の引継ぎ	—	○			△		○						○	△	○	○	事業の引継ぎをしたことがわかる書類（譲渡契約書、株主総会議事録、取締役会議事録等）
14 実印の変更	—	○						△									印鑑証明書（発行から3か月以内のもの）

※1：TCASによる届出の場合は不要

※2：委任が行われている場合 ※3：使用印鑑に変更がある場合 ※4：登記簿謄本又は登記事項証明書の写し（発行から3か月以内のもの）

※5：委任が行われている場合、委任状の様式は任意。ただし、TCASによる届出の場合は不要

※6：建設業許可通知書の写し 国土交通省ウェブサイトの建設業者・宅建業者等企業情報検索システムから表示した情報をデータ化又は印刷したものでも可

※7：経営事項審査結果通知書の写し又は受付後の経営事項審査申請書（表紙）の写し

注）格付工種については、変更届の遅延により、減点となる場合がありますのでご注意ください。

【参考：格付工種の変更届遅滞による減点】

- ア 提出遅延が1回目（1か月を超えて3か月未満）の場合 0点減点
- イ 提出遅延が1回目（3か月以上）の場合 5点減点
- ウ 提出遅延が2回目以降の場合
2回目以降の遅延1回につき5点を上記ア又はイの点数に加算した点
- エ 変更届の未提出を確認した場合 10点減点

【リンク先】

鳥取市公式ウェブサイト⇒

仕事と産業⇒工事・入札・契約⇒工事・測量等業務

⇒令和7・8年度建設工事・測量等業務入札参加資格の変更について